

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市立看護専門学校学則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

- (1) 学校教育法の一部改正（令和6年法律第50号、令和6年6月14日公布、令和8年4月1日施行）が成立し、令和8年度から一定の要件を満たす専門課程が特定専門課程と改められます。また、特定専門課程を置く専修学校には専攻科を設置することができるここととなります。
- (2) 静岡・清水両看護専門学校の看護学科について専門課程を特定専門課程とします。また、専門課程及び専攻科それぞれにおいて関連する2つの国家資格の取得を目指す教育課程は適格専攻科として認められることから、清水看護専門学校の助産学科を適格専攻科助産学専攻に変更します。
- (3) 静岡・清水両看護専門学校の看護学科における入学資格については、学校教育法第125条第3項に基づき、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者や技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者となります。清水看護専門学校の助産学科を専攻科とすることに伴い、専攻科の入学資格については学校教育法第125条の2第2項に基づき特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者となります。
- (4) 清水看護専門学校の助産学科を適格専攻科とすることに伴い、学校教育施行規則第186条の3に基づき、当該過程を修了した者は高度専門士と称することができるようになります。また、大学の学部に準ずるものとして大学院入学資格が付与されます。
- (5) 学校教育の充実を図るため、カリキュラムの名称及び単位数を一部見直します。
- (6) 様式の一部について、内容を変更し、記入に関する必要な説明書きを一部追加します。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 静岡、清水両専門学校の看護学科について、一定の要件を満たす専門課程が特定専門課程に改められるため、課程名を特定専門課程とします。また、清水看護専門学校の助産学科について、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を設置することができる規定が創設されたことから、専攻科を新たに設置し、名称を「適格専攻科助産学専攻」（以下助産学専攻）に変更します。（第3条）

- (2) 各カリキュラムの名称及び単位数を一部変更します。 (第7条)
- (3) 入学資格について、看護学科にあっては学校教育法第125条第3項に基づき改めます。
助産学専攻にあっては学校教育法第125条の2第2項に基づき改めます。 (第8条)
また、助産学専攻の出願手続きについて、学校教育法第125条の2第2項に規定する専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力を有することを証明する書類を追加します。 (第9条)
- (4) 助産学専攻を修了した者は高度専門士の称号を付与します。 (第25条)
- (5) 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価の実施及びその結果の公表が義務付けられたことから、学校評価に関する条文を追加します。 (第33条)
- (6) 様式の一部について、その内容の一部を変更又は追加します。
(様式第1号・第2号・第3号・第4号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・
第11号その1、その2)

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日